

第18回
道州制ビジョン懇談会

平成20年7月16日（水）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午後 5時00分開会

○江口座長 ちょうど5時になりました。時間になりまして、また、増田大臣も、ちょうど時間に御出席いただきましたので、ただいまから道州制ビジョン懇談会の第18回会合を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、早速ではございますけれども、大臣のほうから御挨拶というか、お話をいただきたいと思います。

○増田大臣 どうも、皆さん、大変御苦労さまでございます。

道州制ビジョン懇談会ですが、春先の中間報告まで御熱心に御議論いただいたんですけども、また年度が変わりまして、最終報告に向けまして、改めてまた御議論をいただくということで、その第1回目ということになります。引き続き、またどうぞよろしくお願ひ申し上げたいということでございます。

実は、明日、東北・仙台で、この道州制のシンポジウムがございます。私も、午前中は全国知事会があるのでそちらのほうに出ますが、午後、そちらのほうに駆けつける予定になっておりますし、江口座長もそちらのほうに御参加ということでございます。中間報告をまとめていただきましたけれども、国民の皆さん方の理解ということが、未だ十分でないというふうに思ひまして、やはり国民の理解なんです、まず関心を持っていただくということが、その前に必要でございます。

したがいまして、先般、今日おいでの石井知事、それから中経連の福田会長がお見えでございますが、岡山にお伺ひしてシンポジウムに出席いたしましたのですが、また明日、仙台、それから来月のお盆前に、四国の松山でシンポジウムがございますけれども、そういったシンポジウムを各地域で開催して、当然のことながら、私も可能な限り出席して、国民、世論の関心を盛り上げる。そして、その上で理解を深めていきたいというふうに考えております。これは、道州制のビジョン懇、あるいは事務局としての活動でございますが、あと、各都道府県のほうにもお願ひして、当然、都道府県単位でもっともっと独自におやりになるということも大変重要だと思いますし、それから経済団体でおやりになるということも大事だと思いますので、私も働きかけをして、せっかく出していただきました中間報告をフルに活用させていただきたいというふうに思っております。

それから、これからのここでの議論ということになるわけですが、当然、この議論というのは、国の体制を大きく変える議論でございますので、まだまだ論点として多くのものが残されております。税財政などは、そうした中では非常に大きな問題でございます。これはかなり専門的なところにも絡んでくる議論でございますから、専門の先生方にもいろいろとお願ひして、議論をしっかりと深めていただきたい。精緻な上にも、議論を深めるということが必要だろうと思っております。

後ほど、専門委員会の関係などについてもお話があるようでございますけれども、その点について、今後、これからの議論の主要な課題でございますので、よろしくお願ひ申し

上げたいというふうに思っております。

それから、これから最終報告に向けて議論していく上で、やはり初めて政府として設けられました懇談会でありますので、この道州制について、いろいろ多様な観点からの議論があると思うんですが、平たい言葉で言えば、私としては、王道を歩んで、きちんと全体の議論を過不足なく行っていただきたいなという気持ちを持っております。

したがいまして、そういう進め方ということになれば、やはり一方で地方分権がしっかりと進んでいないと、こういう道州の中で自立していくということも、絵に描いた餅になるわけでありまして、今、政府で地方分権改革推進委員会というのが設けられて、地方分権が進められていますが、その地方分権をしっかりとまず政府として、これは来年、法律を出すとか、いろいろスケジュールが決められていますので、それをしっかりと進めていきたい。自治体としても、その地方分権ということにしっかりと取り組んでいただきたい。これは、別途また、別の場でもいろいろ申し上げておりますが、その地方分権を確実に進める。その上で、こうした道州制というものが本当に地域に役立つ形で出てくるわけでありまして、そういうとらえ方で、私どもも今後、掘り下げた議論がこの場で行われるということを期待しているところであります。

それから、道州制のメリット・デメリットというのは、常に問題になります。これからも、理解を深めていく上で問題になってくると思うんですが、そこをもっと掘り下げて議論するというのも大事だと思いますので、中間報告から最終報告に行くに際しまして、国民の理解を深める上で、例えば道州に変わることによって、大きな国の体制の議論が常に行われるんですが、例えばそのことによって、もっと生活に身近な部分がこう変わるということがあるとすれば、そういったことを最終報告に入れるというの、理解をさらに深めていくことにもつながっていくわけでありまして、そういう掘り下げた議論も、ぜひ具体的なデータに基づいてお願いできればというふうに思っております。

それから、区割りの議論も、また一つの大きな課題として残っているというふうに思います。この区割りの関係につきましても、当然、最終報告までに議論していただいて、それで触れていただくということになるわけで、先ほど言いましたように王道を歩んで、やはり全体の道州制の議論をしていただくという中で、その区割りの議論、これは一番最後の段階になる話かもしれませんが、それに至る考え方、そういうところはしっかりと御議論していただきたい。

この一番最後の各論になると、北海道、あるいは九州などは非常にわかりやすいんですが、本州の中では非常に多様な議論があると。そして、そのことに、逆にまた都道府県が、あるいは市町村が目が向いて、枝葉の議論になってもいけないので、やはりきちんと区割りの考え方を議論するということが大事だと思うんですが、しかし、一方でこの問題というのは、道州制の中で必ず行われなければいけない議論でもありますので、ぜひこの関係については、どういう考え方で臨むかということについての御議論をお願いしたいというふうに思います。

スケジュール的なことで言いますと、道州制について議論する課題が非常に多くございますし、また、国の大きな体制の変革につながる話ですから、これを確実に進めていく上では、時間もある程度かかると。ですから、中間報告では10年ということが、一つの目安として出てきていると思うんですが、これについて、通常、予算措置をするときに要綱をつくったりとかというようなことで、よく政府がやりますけれども、そういう話ではなくて、きちんと法律をもって、一つ一つ、国会、国民の議論を経て進めていかなければならない話ですから、当然、あの中で書かれているような基本法のようなものをきちんとつくって、そして順番をもって確実に進めていくというような進め方も必要になってくるのだろうというふうに思います。

それだけの大きなものでございますが、しかし、一步一步確実に、将来スケジュールを描いて進めていかなければ、また進まない問題でもございますので、今、ごくあらましかけを申し上げましたけれども、今後、そうしたことにつきましての議論をこの場で十分にさせていただいた上で、最終報告に向けまして、一段と実のある議論を賜ればというふうにお願いを申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○江口座長 ありがとうございます。

それではまず、資料1についてですけれども、先般、道州制ビジョン懇談会の大久保委員及び山東委員が御退任されました。また、道州制協議会の幕田委員が御退任され、後任に佐々木委員が、それから南山委員が御退任され、後任には近藤委員が御就任されましたので御報告いたします。

また、本日は、新潟大学大学院実務法学研究科の田村秀教授に御参加いただいております。田村先生からは、後ほどヒアリングとともに意見交換を実施することにいたしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですけれども、議事の1番目、道州制ビジョン懇談会税財政専門委員会の開催についてでございます。

当懇談会の中間報告の中で「地域主権型道州制における税財政制度については、当懇談会に専門委員会（税財政等検討委員会）を設け」ること等とされている経緯を踏まえまして、大臣と相談して、当懇談会の下に道州制における税財政制度に係る課題等について具体的検討を行うための税財政専門委員会を設置することにいたしました。近々、第1回の委員会を開催するという予定でございますので、御報告いたします。詳しくは、資料2を御覧いただきたいと思いますけれども、この件について、何か御意見ございますか。

どうぞ。

○長谷川委員 この専門委員会の位置づけについてですけれども、これは税財政に係る論点整理みたいなことをされるのでしょうか。それとも、この専門委員会自身が報告をまとめたりするのでしょうか。その専門委員会の役割と、このビジョン懇談会本会の関係について、どういうお考えなのか、その辺、ちょっとお聞かせいただけますか。

○江口座長 これにつきましては、税財政専門委員会で議論して、ある程度まとまった段

階ごとで、この当ビジョン懇談会に出席してもらって、委員の皆さん方にその都度、話をさせていただき、報告をしていただくと。そこで議論も交えて、そして持ち帰っていただくというふうなことをしたいというふうに思っています。

○長谷川委員 最終的には、この専門委員会報告みたいなものが出るのでしょうか。それとも、そういう形ではなくて、本ビジョン懇談会の議論に資するための論点整理みたいなものにとどまるのでしょうか。

○江口座長 論点整理もしてもらいますし、それから、一応、道州制になったときの税財政制度というものはこういった方向で考えられるのではないだろうかという内容について、言ってみれば、最終的には道州制ビジョン懇談会、ここで決めるということになると思いますけれども、最終的にその資料提供という形になるというふうに理解しておりますが。

○長谷川委員 資料提供という受けとめでいいんですか。

○江口座長 資料提供、そうですね。ですから、先ほども申し上げましたけれども、本懇談会で最終決定をするというか、そういう形になるということで、ですから、専門委員会で決めて、「はい、これにします」ということではなくて、それをこのビジョン懇談会のところへ持ってきて、そして、それを基に、またビジョン懇談会の委員で議論する、この中で議論するという段階を経て、そして最終的な税財政制度に係る結論を出したいというふうに思っております。

○長谷川委員 なるほど。

○江口座長 どうぞ。

○堺屋委員 小委員会をつくると、やはり報告書が出るのが当然だと思うんですね。その報告書は、1つにまとまっているか、少数意見、複数意見が書いてあるかは別として、ある程度はしっかり結論というか、これが我々としていいというものが出てくるのが当然だと思うんですね。だから、論点整理というだけだったら、小委員会の値打ちがないので、それだったら、むしろ専門委員を置いてやっていただければいいので、委員会をつくれる以上は、やはり何らかの結論というか、小委員会としての推薦が出ると思うんですよ。それは、もちろん本委員会にかけなければいけないんですが、ただ、ちょっと問題なのは、この本委員会とこの専門委員会とをつなぐ、両方にまたがっている委員が入っているのが普通なんですけれども、これは全然、本委員会の人が入っていないので、この人選はちょっとどうかと。普通は、本委員会の人が一員に入っているというような形が多いんですけれどもね。

○江口座長 誰か入っているという。

○堺屋委員 そうすると、こちらの雰囲気専門委員会に伝えて、専門委員会の結論をここへまた報告するというのは、やりやすいと思いますけれどもね。

○江口座長 金子先生、どうですか。

○金子委員 今までの改革の中でも、小委員会というものをつくったときに、専門的に部分的にそれを深めるという意味は、全部、共通してプラスになっていますけれども、最終結論に対してどうかということになると、プラス・マイナス両方ありまして、下手すると、

小委員会のほうで最終結論に近いものができてしまって、にっちもさっちもいかないと。つまりは、部分なんですから、部分であるからこれを実現するという場合には、全体関連の中で再考されなければならないのだけれども、それだけがひとり歩きをするという危険性が高いのがあるんですよ。ですから、それをどう防止するかという運営規則みたいなものはしっかりしておかないといかぬ、そういう意見ですね。

○江口座長 なるほどね。

○堺屋委員 普通は、だから、本委員会の人が一、二入って、それで小委員会とのつなぎをしているのが多いんですけども、全然、本委員会と重複していないのはどうかという感じがちょっとしますね。

○江口座長 どうぞ。

○鎌田委員 確認ですけれども、近日、初めての会合が開催というふうにありましたのですけれども、その会合にビジョン懇談会のメンバーは、同席はできるんですか。

○江口座長 ビジョン懇談会……いや、専門委員会ですから、専門委員だけですね。

○鎌田委員 同席もできないんですか。

○江口座長 ですから、それだったら、今度はビジョン懇談会のメンバーがみんな出たら、専門委員の人たちの専門委員会という意味がなくなってしまいますから。

○鎌田委員 いや、だから、別に議論に参加できるかどうか、それは規則でまたあれかもしれないけれども、要するに、その議論の経過を聞いているという……

○江口座長 それは、今、考えていません。今、むしろ堺屋先生のおっしゃった、つなぎの委員に参加してもらって、そして、つなぎの委員で、必要に応じて、このビジョン懇談会で説明してもらおうとか、必要に応じて話をしてもらおうというようなことをしたほうがいいのかもしれないというふうに思っています。今、鎌田先生のおっしゃったようなことで、これで今度はまた協議会のメンバーも含めて、専門委員の中に全員が、物は言わないけれども参加したいということになると、大変なことにもなるので。

○鎌田委員 いや、大変というよりも、そうすると、堺屋委員がおっしゃったような委員会の雰囲気メンバーがそれなりに、都合がつく限りということで、別に毎回出なければいけないわけではないんですけども、ある程度の雰囲気は了解できるというメリットはあると思うんですけどもね。

○堺屋委員 それはあるんですけども、やはり出たり出なかったり、誰でも委員が入ったり出たりするのは、ちょっと乱雑になるので、やはり座長がこの中から任命されて、1ないし2名ぐらいが入るほうがいいと私は思います。

○江口座長 任命について、一任させていただきますか。

○堺屋委員 はい。私はそれでいいと思いますが、皆さん、どうですか。

○江口座長 よろしいですか。

○石井委員 では、私もちょっといいですか。

○江口座長 どうぞ。

○石井委員 今、知事会のほうでも、全体の道州制特別委員会で議論しておりますのと、それから、ここに名前が載っておりますが、古川佐賀県知事にお願いして、税財政制度に関してのプロジェクトチームということで議論を深めてもらっているんですけども、その議論が少し参考になるかと思うんです。

といいますのも、佐賀県知事のほうで、プロジェクトチームでこの税財政制度の議論を深めていこうとしますと、その前提条件として、道州制についての基本的な制度設計、国と、それから道州と、それから基礎自治体との役割分担、これをどのように考えていくのかという根本論、これと密接にこの税財政制度が関係するものですから、どうしても同時並行で道州制特別委員会の全体の議論と連携しながら議論していかないと、プロジェクトチームの議論も深まっていけないと、こういうような形になっているんです。

したがって、両方、親委員会といたしましょうか、道州制特別委員会が議論を深めていって、役割分担、そして道州制はどのような制度設計にするのか、国の形をどのように変えていくのかという大きな議論、これを深めていく中で、それに合わせて、それにふさわしい自主性、そして自立性の高い地方税財政制度をどのように構築していくのかと、こういう議論になっていくんですよね。

したがって、そういった面では、堺屋委員のおっしゃられるように、やはりこの委員会、こちらのつなぎのほうの議論、こちらのほうがどのように議論していくかということと連動しながら議論を深めていかないと、税財政制度についての制度設計も、なかなかつくるのが難しいということもありますので、ちょっと参考までにお伝えしたいと思います。

○江口座長 わかりました。

どうぞ。

○金子委員 もう一つありますのは、自由民主党で推進本部をつくっておりますね。推進本部には、5つの小委員会ができています。5つで何をやるかということ、一番中心は役割分担なんです。これは、第2委員会になっています。この役割委員会がやるんですけども、では、財政はどうかということになると、第5委員会というのができております。大野先生が委員長ですね。

ところが、この大野さんは、そのところは非常にバランス感覚がありまして、役割分担のほうが決まらない以上は、うちのほうは議論してもだめだということで、財政のほうの委員会は、いつも遅れるようになっているんです。一番先頭を走るのが、役割分担の委員会ですね。それは、全くそのとおりなんです。実際に責任持って財政を考えると、学者が評論するように考えるなら別だけれども、実務としての財政を考えるならば、役割がしっかり決まらないうちに、それに金がついていくんだから、それを財政の見地からだけでもって議論してどんどん先へなんぞ行けるはずがないと、こういうふうな認識で、さすが、自民党は実務家たちだから、そういうやり方をしていますね。これもそうならないといけないということを、やはり考えないといけないですね。

○江口座長 今、金子先生も、それから堺屋先生も、それから石井知事のそういう御意見

も踏まえて、では、もう、1人でいいと思うんですけども、堺屋先生、お願いできますか。

○堺屋委員 いいですよ。

○江口座長 いいですか。やっていただけますか。では、堺屋先生に橋渡しで、お忙しいところ恐縮ですけども、メンバーに入っていて、そして……

○堺屋委員 今の金子先生のは、おっしゃるとおりなんですけれども、中間報告というのが、1つ、やはり出ていますから、あれにある程度、役割分担は出ているのではないかと思うんです。

○金子委員 いや、あの中間報告をつくる時にそういう議論があって、これがあったわけですよ。

○堺屋委員 そうそう。それで、結果的にね。

○金子委員 それで、最終的に役割分担が明確になってきたので、それに追隨して財政委員会のほうが、ある程度答え、しかしながら、あれはまだ6分目だと言っていますから、こっちは8分目に行っているけれども、こっちは6分目ですから、だから、そういう時間的なギャップができるのは当然なので、論理上もそうなんです。だから、進んではいけないんです。この委員会を、もしつくったとしたらね。

○堺屋委員 だから、中間報告の役割分担を前提として、この委員会をやればいい。

○金子委員 それで、その委員会がある程度の柱を立てたときは、それを本委員会に戻して、やはり1回、トレーニングをやらないとだめなんですよ。

○江口座長 金子先生、ですから、ずっと最後まで専門委員会でやって、そして最終報告をこのビジョン懇にぽんと持ってくるのではなくて、先ほども私は申し上げましたけれども、途中途中で必要な状況に応じてビジョン懇に来てもらって、今、税財政の問題はこういうふうになっていますよとか、それに対してちょっと意見を言ったり、あるいはまた途中途中で、今、堺屋先生に入っていていただくことにしましたから、堺屋先生に聞いていただくというようなことで進めさせていただければ、大変ありがたいと思いますので。

どうぞ。

○長谷川委員 もう一遍、最初の論点を確認しておきたいんですけども、座長はその小委員会の結論を、参考意見というふうにおっしゃられた。それで、堺屋先生は、何らかの報告が出ると。私も、何か報告が出るような気がするんですが、私が一番確認しておきたいのは、どういうふうに我々を見るのかということなんです。つまり、ある程度かちっとしたものが出てきたら、我々はそれをおしいただいて、そのまま我々もそれを食べるのか。そういうことであってはならないと、私は思います。

○堺屋委員 それはそうです。

○江口座長 それはそうですね。うん。

○堺屋委員 やはり、専門委員会は専門委員会の意見を出されるけれども、それを我々が受け入れるかどうかは、この本委員会の意見ですよ。

○長谷川委員 本委員会の意見になると。

○江口座長 そうそう。ビジョン懇談会が決めるし、こういう言い方で言わせてもらったから、大変僭越かもしれませんが、最終の責任は、私にあるということになってくるわけですね。

○堺屋委員 本委員会が決めます。

○江口座長 ええ、この本委員会で。ですから、専門委員会で最終報告書が出てくる、いろいろなものが出てきて、そして、皆さん方でそれを議論する。そして、それがどうまとまるにしろ、どういう形になるにしろ、もうまとめられたら、誰の責任かれの責任ではなくて、専門委員の責任ではなくて、私の責任だということです。

○長谷川委員 わかりました。今、堺屋先生がおっしゃったとおりで、それをあくまでどう受けとめて評価するかは我々のミッションであるという点が1つ、それは確認できました。

問題は、その専門委員会の報告なるものをまとめられるのであれば、そのまとめられる、できれば煮詰まったところを、本当にぼんと紙が全部でき上がってしまう前に、一遍、この平場に持ってきてほしい。その点だけ確認しておきたいんですけども。

○江口座長 それは、長谷川委員、また三たび繰り返して恐縮ですけれども、それだけではなくて、途中途中で、やはりその都度、専門委員のほうからここに来てもらって、専門委員会の委員長、黒川先生になっていますし、来て途中経過を報告してもらいますし、それから黒川委員長が出ていない場合でも、その専門委員会の内容を堺屋委員が知っているわけですから、それについて質問していただきながら、ポイントポイントは要所要所チェックしていくという形で、ちょっと御了解いただければ。

○金子委員 検討するときは、何本か柱が立つと思うんですよ。その柱を一本一本片づけていくでしょうから、その片づけかかる前にここに出てくるというルールにしたほうがいいと思います。

○江口座長 それは、堺屋先生、ちょっと含んでおいていただければというふうに思います。

○石井委員 ただ、今、金子委員が御紹介になった自民党の推進本部の最終的な報告書の中では消えておるんですけども、小委員会の途中の原案の中で、我々地方から見て、ちょっと受けとめがたいものが入っておりましたので、ちょっとコメントさせていただきますと、消費税は全部国税にするということになっておりましたのと、それから法人税も全部国税にすると。そして、所得税関係は地方に任せるとというのが原案に載っておりまして、特に我々は、消費税に関しては、可能な限り偏在性が小さく安定性のある、そういう地方税体系をぜひ構築してほしいということで、我々は一番、消費税に注目しておりますので、そういった観点からしますと、そういう原案があったということは間違いないわけなので、ぜひともそういった点は地方に配慮していただきますように、あるいはまた、財政調整が必要だという、どうしても地方の税収の偏在がありますから、過渡的にはやはり財政の調

整機能というのが必要だと思うんですが、全部もう地方に任せて自立するんだというのが、一つの理想形として出ておまして、そこまで行くには、まだ過渡的な財政調整制度、しかも、地方が道州間で主体的に財政調整を行うような、そういう水平的な調整の仕組み、こういったこともぜひ検討していただきたいと思っておりますので、その点はひとつ、ぜひテイクノートしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○江口座長 堺屋委員、今の石井知事の御発言を含んで、ちょっと専門委員のほうでも発言をリードしていただきたいと思ひます。

せっかく田村先生をお呼びしているのに、時間がないと申しわけないですから、ちょっと急がせていただきます。

続きまして、区割りの検討委員会についてですけれども、区割りの検討委員会について、中間報告では「本懇談会の審議状況を踏まえ、必要に応じ、専門委員会（区割り基本方針検討委員会）を設け、透明性のある基準を設定し、速やかに基本方針の報告をこの委員会に求める」というふうにされておりますけれども、区割りの検討委員会の設置につきまして、御質問や御意見のある方は、ちょっと御発言をお教へいただきたいなというふうに思ひますけれども、堺屋先生、いかがですか。

○堺屋委員 私は、これは結構難しい問題だから、やはり小委員会をつかって、一定の方向性を報告してもらおうほうがいいと思ひます。何とはなしに、国の出先機関別という感じが、今、多いですけれども、もうちょっと広く考えて、絞ってくれる小委員会をつかっていただけたらいいと思ひますけれどもね。

○江口座長 その場合、あれですか。例えば、道州制ビジョン懇として、1つだけに限定するとか、3つぐらい、一応考えられると……。

○堺屋委員 やはり、小委員会をつくる以上は、原則、1つにしてもらうことが基本だと思うんですけれども、小委員会ですとまとまらない場合もありますよね。そうしたら、複数出てくるかもしれません。同じように、ここへ出てきたら、小委員会の案はここで承認するか、拒否するか、修正するか、それはやはり座長を初め、ここのメンバーの責任だと思いますね。

○江口座長 金子先生はいかがですか。

○金子委員 区割りの問題は、最終段階なんです。その最終段階に至る前に、一番もめる問題でもあるわけですね。

そこで、これをやるには、やはり工程表といいますか、こういうふうに進めるんだという進め方、決定者は誰か、そういった決め方のルールというものを検討してみないと、どんな案を出しても、単なる絵に描いた餅になってしまうということですから、やはり小委員会をつくるなら、そういうものをつかって、どういう工程でどういう決定をするか、そのプロセスにおいては、3案あり4案あり5案あり、あるいはもっと増えるかもしれませんけれども、やはりそういう検討は必要なのではないかと。

○江口座長 長谷川委員、いかがですか。そういう区割りの小委員会をつくるということ

について。

○長谷川委員 これは、さっきおっしゃられたような仕切りで、本懇談会との関係を仕切るのであれば、つくってもいいのではないですか。

○江口座長 宮島委員、いかがですか。

○宮島委員 私も、つくったほうがよいと思います。

ただ、途中過程において、その専門委員会だけがとにかく議論が進んで、ゴールまで途中が見えないとか、そういうことではなくて、意見を申し上げることはできないとしても、何らかの形でその途中の進展の仕方というのを、常に私たちが知っていることが必要かなと思います。

○江口座長 要するに、途中、経過報告を小まめにやっていくという小委員会を前提ということで。

では、どうぞ、鎌田委員。

○鎌田委員 中間報告には、必要があればというふうになっておりますし、その必要な段階に来たときに、改めて議論すればいいことではないかと思えます。区割りに関しては、私は劇薬だと思っております。国民の関心とかを道州制に関して呼ぶには、非常に一気に関心が高まるんですけども、住民の関心がみんなそっちに行ってしまうかねないので、その前に、先ほど大臣からお話がありました、例えば懇談会として、メリットとかデメリットとは何かと。それから、まだまだ大枠としても議論すべきことはありますので、区割りの小委員会をつくるかどうかも含めて、もう少し後でも十分間に合うことではないかなと思えますけれども。

○江口座長 高橋知事、いかがですか。

○高橋委員 正直、ちょっと悩んでいる部分はあるのですが、道州制の議論の場合に、世の中の的には区割り論ばかりが先行してしまっていて、本質的な国と地方との役割分担をどうするかとか、そういったことの議論が後送りになってしまう部分がよく見受けられるところでもあります。北海道ということであれば、いかなる案においても、多分、北海道ということですが、例えば東北の仲間である新潟県、これはある意味、北陸の仲間でもございますし、新潟の知事は「どっちに入るんだ」ということをいつも言っておられるのは、私も聞いたことがあるわけですが、その意味では、区割りというのは、議論することはとても重要なことであると同時に、その専門委員会の報告が出ますと、そのことで、もう何かこの道州制ビジョン懇の議論が全部終わったような、そういった雰囲気になるのもよくないし、その意味では、設けていただくことは私も賛成であります、その議論の進捗、進め方については、最大の配慮が必要かなというふうに思います。

○江口座長 小委員会をつくるのはいいけれども、最大の配慮をしなければいけないということですね。

それで、区割りに関しては、途中経過とか、そういうようなことで公表したり話をしたりすると、途中議論で、そして誤解されたり、それと物すごく複雑になってしまいますの

で、区割り案については、区割り小委員会はつくりましますけれども、その報告は最終報告まで議論を公表しないという形にしたいと。実際、私……どうぞ。

○堺屋委員 今、金子委員のおっしゃったことは大変大事なので、区割りは、今、感覚的に言っているだけなんですよ、みんな。「あっちがいい、こっちがいい、ここへつけろ」とかね。まず、どういう哲学で区割りするかという、その基本方針みたいなものを出しつつ、それは地域名を出すのは後にして、「こういう哲学で出します。そのときにこういう順序でやります。それから変更の可能性はこういう具合にします」というようなルールのほうを先に決めて、それをまず国民に納得してもらって、そうしたら、だんだんと議論の幅が狭くなる。今、何もそれがないから、「新潟県はあっちがいい」とか「富山県はどうだ」とか、いろいろなことを。だから、あれのときも……

○江口座長 なるほど。だから、金子委員の言うように、基準とか何を根拠にするかということはずっと議論して、そして、それを基に最終的に区割り案を、最終報告のときに……

○堺屋委員 地理的な区割り案は最終的で、その前に、区割りの哲学みたいなものが要るんですよ。

○江口座長 どうぞ。

○鎌田委員 金子委員がおっしゃった、あるいは、堺屋委員がおっしゃった区割りの哲学、その辺を議論するのはビジョン懇談会の役割ではないかと私は思うんですね。

それで、もう一つ、今、座長がおっしゃった、これは非常に重要なことだと。ぎりぎりまで公開しないでおくとなると、先ほど税財政委員会のところで、途中途中で経過を聞きましょうというふうに行ったこととも、多分、整合しないと思います。

ということで、つまり、座長がおっしゃっている意味でいつの大事だというのは、皆さん、もう共有しているわけですね。ぎりぎりまで公表もしないようなことを、ビジョン懇談会がほうっておくというのは、おかしいと思うんですね。

○江口座長 いえ、ぎりぎりまで公表しないというのではなくて……

○鎌田委員 ですから、少なくとも今の段階では、どんな大枠で議論したらよいかという、そこはやはり、ビジョン懇談会で議論するのが役割ではないんですか。そこまで預けてしまったら、我々は何をやることになってしまうのですか。

○江口座長 いやいや、ほかにまだたくさんやらなければいけない仕事はあるんですよ。

○鎌田委員 ええ、やることはいろいろありますよ。ですから、それを先にというふうに申し上げているんです。

○江口座長 だから、区割り専門委員会というものをつくって、金子委員のおっしゃるような、そういう区割りの基準とか、どうするかということの議論を徹底的に、どういうふうな基準で区割りをするかということでもとめてもらった後、どうするかという。

○金子委員 鎌田委員の御懸念は、よくわかるんですよ。最初に長谷川委員から出たときの御懸念と共通しているわけですね。やはり、この委員会が有名無実になってしまうので

はないかというおそれですよ。これは、確かに注意しなければならぬ点です。

しかしながら、自民党がずっと先行してやっているのを見ていますと、そこでいろいろヒントを受けるんですが、自民党の小委員会の中には、推進委員会というもの、これが第1委員会なんです。この推進委員会とは何かというと、結局は、細部に分かれていって、いろいろな案が枝道に入っていく段階において、それを全体の整合のところから見て、どう案配していくかということを考える委員会なんです。

だから、そうではないけれども、この区割りというのは、どうやら道州制問題を考えるときの一番の人々の議論を呼ぶテーマになっているみたいですね。だとすると、この道州制自体を、最終的には基本法ができるにしても、それまでの間において、どんな考えで、どういう情報を集め、どういう調査をし、そしてどういう柱を立てていくかという、そこが非常に難しいんですよ。これは、大勢で集まって議論するというよりは、やはり少し絞った小委員会で動いてもらって、その都度その都度、本委員会にそれを出して方向づけを見てもらう、これは非常に有効ではないかと思います。

○江口座長 非常によく理解できます。

草野委員、どうですか。何か。

○草野委員 今、私も金子委員の話を聞きながら、「ああ、そうだな」と思うんですけども、やはり一番関心があるところなんです。それをなかなか後回しにして、役割分担だけ哲学を決めて、その後でというよりは、やはり住民の参加意識というものも盛り上げていかなくてはいけないと思うので、そのあたり、やはりある程度同時に、小委員会をつくるのは賛成です。それで、そこで幅広くヒアリングをして、そこで、さっき新潟県とおっしゃいましたけれども、それ以外に、例えば静岡であったり、関西であったりというのは、非常に……

○江口座長 三重もありますし、岡山もあるんです。

○草野委員 三重もありますし、はい。

○金子委員 長野県などというのは、ばらばらなんです。

○草野委員 そうですよ。だから、そこはどう盛り上げていくかという、情報の出し方も含めて、今までのやり方とは違うやり方を模索してもいいのではないかと。

○江口座長 草野委員のおっしゃるように、小委員会をつくったら、すぐぱっぱと区割りできるなどということは、絶対できないですよ。私は、もう北海道から沖縄まで、あれから50回ぐらい講演に呼ばれて回っていますけれども、つい1週間前の新潟でも、もういろいろな説が出てくるわけですから、だから、そう簡単に「小委員会。はい、区割り」というわけにはいかぬのですよ。だから、金子委員がおっしゃったように、どういうふうな考え方で、どういう区割りの仕方をしていいのか、大げさに言えば哲学みたいな、そういうようなものをずっと検討してからでないといけない。

それと、もう一つは、草野委員がおっしゃったように、やはり国民の世論を喚起するという事についても、そういうことを言いながら区割り論を抑え込んでしまうということ

になると、余計、国民は関心を持たなくなってしまうというジレンマがあるという……

○草野委員 何か、中央が勝手にやっているというふうになってしまうと、非常に残念です。

○江口座長 そうなってしまうと、だから、いつまでも地域・地方の人たちが、「自分たちは一体どうなるんだ。反対も賛成もできないじゃないか」というような、これはよく言われるんですね。講演に行っていて、私が例えば新潟に行って、東北だとか、北陸・信越だとかと言わなかったんですけども、そうすると、「どうなるんだ。議論のしようがないじゃないか」というようなことにもなってきますし、ですから、そういうことからするならば、この問題については小委員会をつくって、金子委員なり堺屋委員がおっしゃったような、また草野委員がおっしゃったような、そういう何を基準にして、物差しにして、これから区割りを考えていったらいいのかということ、相当時間をかけて検討してもらおうと。そして、その結果で、これはこういう理由でこう区割りをしたんですよというように。

では、区割りの小委員会をつくって、そして「そういう議論を先行させてくださいよ」ということをよく話して、そして、というのは、もう1年半しかないんですよ。ですから、新潟をどうするかとか、静岡をどうするかとか、三重をどうするかとか、岡山、中国・四国をどうするかというようなことも、本当にもうあつと言う間に過ぎ去ってしまいますので。

どうぞ。

○堺屋委員 簡単に言うと、もう根本的に行政区画論と社会関係論とがあるんですよ。社会関係の強いところは一緒にしろという議論と、現在の行政区画を大事にしろという議論と、もう、これで根本的に分かれるんですよ。その交通路がどうなっているか、そっちからアプローチする考え方をするのか、これだけで大論争になると思いますね。

さらに言えば、現在の県は絶対変えないか、変えるかという議論もあります。だから、その論点整理というか、考え方の整理だけで、相当、国民が参加してくれると思うんですよ。

具体的地理名の前にその議論をするということは、これは全国民にお知らせしてもいいのではないかという気がしますね。

○江口座長 どうぞ。

○石井委員 知事会のほうで7原則を出しておりますけれども、その中では、区割りの議論につきましては、先行しないようお願いしたいということ、掲げさせていただいておりますが、知事会の中で、今、いろいろな意見がございます。そういった中で、当時、基本的な原則、考え方をまとめたとき以降、新しく知事がどんどん出ておられますけれども、いわゆる反対論とか慎重論とか、いろいろな御意見が出てくるようになっておりますけれども、その背景には、やはり御自分の県が、いわゆる区割り論の中で、どうしても州都がどうなるかといったような、そういうところの議論が先行するものですから、そういった

ところで非常に慎重な配慮を求めたいというお気持ちが、各知事のいろいろな意見の背景にあるのではないかというふうに思うんですね。

したがって、この議論というものを進めて、具体的に区割りというものを出していくことによって、姿形はよくわかるようになりますけれども、反面、この道州制の議論が進まなくなってしまうという懸念も、結構あるのではないかというふうに思うんです。知事会のほうでは、むしろそれよりは、本当にこの道州制の議論が、理念は何なのか、目的は何なのか、そして、本当に国の形を大きく変えていこうというように、霞が関、永田町もそう思っているのかと。どうも国の都合によって、国の中央集権体制を維持したままの道州制になってしまうのではないかという、非常に懸念があるんです。その浸透しないままに区割り論が先行しますと、地方のほうにとっては非常に大きな混乱を生じることによって、ひいては道州制の議論が前に進んでいかなくなるおそれもあるかと思えますので、そういった点は、最終的に姿形を出すのは、最後の姿だとおっしゃっておられますけれども、この区割り論の議論は、そういった点も十分配慮していただきながら、慎重に対応いただければというふうに思いますけれども。

○江口座長 そうですね。ですから、具体的な区割り論という図面は、これはもう最後の最後ということになりますし、また、道州制ビジョン懇ということでも、もう本当の最後の再来年3月に出すときに、何も出さないというのも、これもおかしいことだと。草野委員がおっしゃったように、そういうことでもありますので、だから、小委員会をつくるということについては、御賛同いただけますね。

では、そういうふうなことで。

どうぞ。

○篠崎委員 地方のほうから出ている者として、その小委員会の進め方、あるいはその構成に、地方サイドからどのような発言機会が与えられるのかということ、ちょっと明確にしておきたいんですけれども。

○江口座長 わかりました。それにつきましては、正直言うと、この区割りの小委員会については、全く考えていなかったわけです。皆さん方の御意見を伺ってということで、今、申し上げて、では、小委員会をつくったほうがいいのではないのか、基準をずっと議論してということですから、今度、事務方のほうにお願いして、地方の方々もメンバーに入れてもらうというような、場合によっては、問題の多いところはいいかもかもしれませんね。関西、篠崎さんのところはいいかもかもしれませんけれども、それから新潟とか、何かそういうようなところも含めて、それはともかくとしまして、委員はこれから事務方のほうで検討していただく。今、地方の意見も十分に聞くような専門委員であってほしいということですので、ちょっと審議官、お含みおきいただきたいんですけれども。

それで、堺屋先生が、財務との橋渡しということをお願いしましたけれども、この区割りの小委員会の橋渡しで、ちょっと目の前にいるから、恐縮ですけれども、長谷川さん、ちょっとお願いできませんか。

○長谷川委員 私？予想もしていなかったですけども。

○堺屋委員 今、忙しいですか。

○江口座長 いや、忙しいからいいんですよ。忙しい人に物を頼めといいますから。その橋渡しとして、長谷川さん、お願いします。ほかの委員は、協議会の委員も含めて、そして大学の先生も含めて、どういうメンバーにしたらいいのかということ、素川審議官、ちょっとそちらのほうで、メンバーをリストアップしていただけないか。

ということで、橋渡しは長谷川さん。それで、ほかのメンバーをどうするかという。さっき、篠崎さんが言ったように、地方の意見をどうするかということで、地方の意見も反映するようなメンバー構成に、ぜひ。できれば10人以内で考えて、メンバーをピックアップしていただいたらどうかなと思いますので、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

では、続きまして、議事の2番目、中国ブロック「道州制シンポジウム」の開催結果について、福田委員より御説明をいただきます。

なお、御質問や御意見のある方は、議事の4番目の太田委員からの沖縄の道州制についての報告まで終了した後に御発言いただきますので、よろしくをお願いします。要するに、福田委員がお話ししていただいて、それから太田委員がお話ししていただいて、その後、御質問があればしていただくということにしたいと思います。福田委員より、資料に従って10分以内で、恐縮ですけども。

○福田委員 時間が押しておりますので、極めて短くやります。

先般、7月7日に開催いたしました、これが今年度、内閣官房と各地の経済団体が実施する第1回目のシンポジウムということでございます。中国ブロックといたしましては、昨年、広島で開催しましたので、今回は岡山で開催ということでございます。

今回のシンポジウムは、内閣官房の方々にも、主催ということで、開催に当たりまして全面的に御協力を賜りましたし、御出席の石井委員の岡山県にも、いち早く共催ということで御賛同いただきまして、改めてお礼申し上げます。また、御多用の中、御出席賜りました増田大臣——もう、ちょっと席を外されましたけれども。それから、江口座長、石井委員、重ねて厚くお礼申し上げます。

今回のシンポジウムの概要は、1ページに記載のとおりでございます。

予想を上回る400名が御参加いただいたということで、増田大臣からの基調講演、江口座長、石井委員、お2方の講演の後、意見交換へと移りました。意見交換のほうは、あらかじめお願いしておりましたお2人の方から意見発表したのに対し、江口座長、石井委員の御意見、お考えをいただきまして、その後、会場からの意見、質問を受けるというスタイルでございます。大変御熱心な御発言、御意見を賜りまして、時間がもう少し欲しかったなというような盛り上がりぶりでもございました。

意見交換の要旨は、お手元の資料の6ページ以降に記載しております。

主なものを御紹介しますと、まず1人目の中国地方総合研究センターの榎本理事長から

は、中間報告は幅広く網羅されており、説得力がある。大変わかりやすく、読みやすいので会場の皆さんにもぜひ読んでもらいたいということの話があった一方で、地方の行革に比べ、国レベルの行革を見ていると、職員数の削減も給料カットも実施されていないのではないかと。道州制導入の機運を、今後、さらに盛り上げていくに当たっては、国の意気込みが問われるのではないかと。

もう1人の発言者としてしまして、(株)ミックの宮脇社長という方が、発言されました。少子・高齢化による自然減と社会減も合わせて人口は減少の一途であり、倒産や閉鎖・廃業による企業数の減少もあり、閉塞感が強い山陰の経済界を代表して幾つか言いたいんだけど。そのうちの一つは、結果的に約2兆円の財政削減となった三位一体改革では、大変な失望感と不満というのが残った。今後、議論する税財政制度の詳細設計では、そうした不安感をぜひ払拭できるようなものにしてもらいたい。

2つ目に、単に道州制に移行したからといって、首都圏への人口集中と地方都市の人口減というのは、簡単には止まらない。地方は独自で人口増加の施策と人を引き寄せる明確なアイデンティティをつくる必要があるだろう。

3つ目は、山陰には非常にネットワーク化された高速・高規格道路というのが未整備で、整備率は全国平均から20年遅れているという状況である。道州制移行前に、格差を可能な限りなくしてほしい、と。

こういった2人の意見に対しましては、江口座長のほうから、道州制では税財源の移譲は当然ですよ。道州独自の判断でいろいろ知恵を働かせていけば、地域に勢いと活気が生まれると私は信じています。それから、東京だけが「日本の顔」になっているけれども、道州制によって全国各地にたくさんの「日本の顔」をつくりたい。導入することによって、今より必ずよくなりますよ、と。

一方、石井知事からは、国から地方への権限移譲について、地方分権改革推進委員会の勧告というのが、今後の2次勧告も含め、どれだけ実施されるかが鍵だ。県も、財政が厳しいという宣言を発して、今後、さらなる行革を進めていくが、国の行革はまだまだ不十分である。税財源の移譲の問題と、インフラ整備が遅れた地域の問題というのが非常に難しい課題であるということで、今後江口座長の下で集中的に議論していくし、知事会のほうでも汗を流したい、と。

それから、会場のほうから意見が出ましたけれども、参加者から事前にいただいた意見・質問では、道州間競争により生ずる格差への手当てというのはぜひ必要だ、ということ。地域による偏在性が少なく景気に左右されにくい安定した税源というものをぜひ移譲してもらいたい。それから、首都圏の方の道州制に関する関心が極めて低いのではないかと、ということとか、ちょっと手厳しいんですけども、中央省庁の人々に早く頭の切りかえをしてもらう仕掛けが必要ではないか、などいろいろな意見がありました。

以上で、簡単ですけども、報告とさせていただきます。

○江口座長 では、太田委員のほうからよろしく申し上げます。

○太田委員 沖縄の「特例型」道州制に関する第1次提言ですけれども、実は、この沖縄道州制懇話会というのは、2007年8月に立ち上げをしました。これは、道州制ビジョン懇話会が2月にスタートしておりますので、そういうこともあって、沖縄でも道州制懇話会をつくろうと、いうことで立ち上げたものであります。冊子の14ページを御覧になっていただければわかると思いますけれども、これはオール沖縄的なメンバーで構成されていると、というのが特徴であります。

沖縄道州制懇話会では、今、政府の道州制ビジョン懇話会の議論の方向等を見ていると、道州制の導入というのが、そう遠くない将来にあり得るとの共通認識の下に、沖縄の道州制はどうあるべきかを議論いたしました。その結果、道州制下の沖縄は、単独州が望ましいという結論に達しましたので、第1次提言として、県民や県庁、それから県、市町村の議会、国等に、広く当会の基本的な考え方を提起したものであります。

内容的には、今回の第1次提言は、第1点目に、沖縄単独州を目指す理由（理念・目的）、それから2点目に、沖縄単独州の事務、これは国と沖縄単独州の役割を議論して取りまとめましたが、今後1年をめどに、1ページにありますように、道州制への移行方法であるとか、沖縄単独州の機構、特に道州制議会のあり方、沖縄単独州と市町村のあり方、税財政制度、振興体制等を議論して、同時に並行して県民議論を喚起して、最終報告をする予定であります。

第1次提言の内容については、冊子をお配りしてありますので、詳細説明は割愛しますので、後でお読みになっていただきたいと思っております。

先ほど、区割りの問題がありましたので、最近の沖縄での道州制への区割りの問題について、少しばかり報告させていただきます。

沖縄県では先月（6月）の県議会選挙で、与野党問わず多くの候補者が道州制の早期導入と沖縄単独州を公約に掲げ立候補しました。議席数48名に対して、72名が立候補しましたが地元新聞のアンケート調査によると、「道州制の議論が本格化することが予想されるが道州制の区割りについてどう考えるか」を問うた結果、「九州への参加がよい」というのはゼロでした。それから、「沖縄単独州がよい」というのが59名、約82%。それから、「道州制そのものに反対」6名、これは全員、共産党です。「その他」7名、約1割ぐらい、そういう結果になっておりますので、多分、このビジョン懇では、これから区割りの問題とか税財政の問題もいろいろ議論されるので、差し当たり1次提言をして、ぜひ沖縄の考え方も参考にさせていただきたいと、こういうことで第1次提言をまとめました。

簡単ですけれども、以上、報告いたします。

○江口座長 沖縄単独州が非常に強いということにつきましては、私もその後、二、三回行っておりますので、十分に承知しております。沖縄の人たちの意気込みというか、熱意というか、そういう気持ちを前提に考えると、単独州かなと思ったりもしているんですけれども、これについては、結局、単独州かどうかこうかということは今申し上げるということではなくて、これは長谷川さん、ちょっと含んでおいて、すみません、専門委員の中

で決まったときに、専門委員会で沖縄は単独州だよというか、希望が多いよということでお話いただければ、太田委員の意見を反映していただければありがたい。

ありがとうございました。

福田委員初め、中国地方の関係者の方々におかれましては、大変お忙しい中、非常に盛大なシンポジウム。本当に最初は100人かというようなことで聞いていたんですけれども、250人の定員のところ400名ということで、びっくりしましたね。大変盛況でございました。

○福田委員 江口座長の知名度のおかげですよ。

○江口座長 いえいえ、何をおっしゃいますやら。

ブロック協議会が、それぞれの地域で開催していただくシンポジウム等の実施状況につきましては、資料3のとおりでございますので、今後も、明日、東北、大臣と行きますけれども、8月、四国、大臣と行きますが、各地域で開催してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

私の感じでは、各地域で物すごく反響が、参加者が多いということに驚いているということです。広島で、50名で約束したのに、ついに最終的には500名になったと。会場を転々と変えたというようなこともありますし、それから福井もそうでしたし、至るところで参加者が非常に興味を持ってくださっているという、国民も関心を持ってきていただいているのではないかなというような感じがいたしております。ぜひ、委員の先生方におかれましても、道州制を前に進めるために、積極的に講演等々、お引き受けいただいて、ぜひ世論を喚起するという方向でお願いしたいと思ひます。

それから、次に「道州制の九州モデル 中間取りまとめ」ということで、芦塚委員より御説明をいただきたいと思ひますので、芦塚委員、よろしくお願ひします。

○芦塚委員 こういう席でお時間をいただき、ありがとうございます。

九州では、九州地方知事会、いわゆる7人の知事と、九州経済連合会、九州経済同友会など経済4団体で、九州地域戦略会議をつくっております。この会議で2年ほど前に、「道州制は必要だ、九州において道州制議論を進めるべし」という結論の下、第2次道州制検討委員会で検討を進め、先般、中間報告を取りまとめました。5月23日、この報告は各知事を含めた戦略会議で承認を得て、ちょっと宿題はありましたが、「このとおりに引き続き検討を進めよ」と出ましたので、簡単に報告させていただきます。

4つほど書類を入れておりますが、「道州制の九州モデル 中間取りまとめ 要約版」と、色刷りのリーフレット、これはPR版、で簡単に説明します。

まず、「道州制の九州モデル 中間取りまとめ 要約版」のほうを見ていただきますと、一番後ろのページに、第2次道州制検討委員会委員名簿がございます。先ほど申し上げましたように、この委員会は、知事も顧問として入り、それから委員に各県当局の方、それから各経済団体、私は副委員長として、同友会の立場から出ております。

要約版のほうの2ページを見ていただきますと、「はじめに」のところ、先ほど申し

ましたように、1年半前、九州で道州制はやるべしと合意した後、1番目の道州制の「九州モデル」策定に関するものとして、役割分担、税財政制度、それから九州が目指す姿、将来ビジョン、それから2番目の住民及び国の関心を高めるためのPR戦略、こういう項目でこの委員会に検討の御下命をいただいております。今回は中間報告ということで、このうちの1番目の役割分担を取りまとめました。

なお、10月までには、ほかの件名も含めて最終的に取りまとめるというスケジュールで、今、検討を進めております。

今回は、その下の黒ポチで3つ目にありますように、まず、国と地方の役割分担を描きまして、基本的役割というのを考えました。それから、具体的に、今、住民や企業の関心が深い12テーマを抽出して、各県の方に御足労いただいて、実際に、今、権限がどうなっているか、これをどうすべきか、その中にビジョンがどう描けるかということを検討し、持ち寄って取りまとめたものでございます。

この2ページの下の方は、こちらのビジョン懇談会の魂と同じで、地方分権国家とっておりますが、中身は地域主権国家ということで、3ページの導入の意義もこちらでの議論と同じ認識でまとめております。

それから、4ページ、国と地方の役割分担で、「国と地方の役割分担の基本原則」というのがございます。黒字の①、②、③、④とありますが、これも国と地方という役割分担は、こちらのビジョン懇談会と同じで、①国と地方の役割を明確に区分する。地方の役割に国は関与しないと。②国の役割については、法律で限定的に列挙する。それから、3番目がちょっと踏み込んで、③道州の区域を越える広域事務は道州が連携して行う。つまり、いきなり国の役割とはせず、できる限り道州間の連携で事務を遂行することを基本とするということでございます。あとは、④、⑤、これはビジョン懇の中でも言われることでございます。

それから、5ページへ行きますと、ビジョン懇談会の中間報告では、道州と市町村、いわゆる地域内のことは、道州議会で法律を定め役割分担を考えることにしようとなっておりますが、九州では、道州と市町村の役割分担を明確化するため、近隣性の原則で、まず市町村を優先する、そして道州の市町村への関与は、できるだけ限定する、基本的事項にとどめるとしてあります。いわゆる国と地方との関係と同じように、市町村と道州の関係を決めるということです。あと、3番目は、市町村の区域を越える広域事務は市町村が連携して行うのを基本としたいということでもあります。

それで、5ページの下の方の絵を見て下さい。ビジョン懇談会でも堺屋先生から出されておりましたが、今までの都道府県制、いわゆる上下の関係から、右側の道州制では、国と地方、地方の中でも道州と市町村を対等な関係にさせる。いわゆる相互依存関係をやめ、二重行政の非効率性を徹底的に解消すると、こういう考え方でございます。

6ページは、全国的な統一性の確保に関する基本原則、ここのところは道州制ビジョン懇談会でも宿題になっておりますが、内政に係る全国統一性の確保、いわゆる公的年金、

医療保険、義務教育などのナショナルミニマムについては、原則としていきなり国の役割としないで、まず地方でというのが基本であります。しかし、生活保護などについては、憲法の規定もあることだし、どうするか十分検討する必要があります、私ども戦略会議の中でも、もう少し検討しなさいということで下命をいただいております。

あとは、9ページに国・道州・市町村の役割分担を、具体的にケーススタディをやった検討結果から書いております。

こういうまとめをやって、あとはリーフレット、「道州制で暮らしを変える」を見ていただきますと、我々の検討委員会及び戦略会議がどんな検討そして、住民あるいは国にアピールするための資料をつくったかお分かりと思います。別紙の完成版には、具体的な12テーマで、権限をどっちからどう持ってくるか、どういう課題があるかというようなことを具体的に書いております。

以上です。どうもありがとうございました。

○江口座長 いや、すみません、どうも。せっかくのところ、途中で話を追ってしまって、また機会がありましたら、ぜひ次に。すみません、恐縮です。何せ、今日はお客様をお迎えしておりますので。

新潟大学大学院実務法学研究科の田村秀先生との意見交換を、これから30分ぐらい、今、6時15分ですから、6時45分まで田村先生にお話をいただいて、あと15分間ぐらい、御質問があれば質疑をしていただくということで、7時には終わりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、田村先生、よろしく申し上げます。すみません、どうも、遅くなりまして。

○田村教授 新潟大学の田村でございます。このような場にお招きいただきまして、どうもありがとうございます。

私に与えられた時間は30分ぐらいということですが、できるだけ手短にお話しさせていただきまして、ディスカッションを多くさせていただければと思っております。

私自身、もともとは霞が関にいた人間であります。もう既に大学に来て8年ということで、新潟の地で長く研究者をやっております。

この道州制に関しましては、私の研究テーマの一つでもありますし、最近では、参議院のほうの道州制特区の法案の参考人にも呼ばれております。また、全国市長会でも道州制の議論を行っておりまして、これは道州制と都市自治体の検討会というのがございますが、こちらのほうの委員もさせていただいております。

今日は、私なりに道州制に関します、少し話題提起といいますか、議論の参考になるかどうかわかりませんが、問題提起をさせていただければと思っております。お手元のほうに、簡単な私の発言メモ、A4、2枚ほどでございますが、こちらのほうがあるかと思っておりますので、そちらに従いましてお話をさせていただきたいと思っております。

先ほど来、新潟という話題も大分出ております。大変微妙な位置にある新潟から参ったわけではありますが、私なりにこの道州制導入の意義というものを、いろいろなところでお

話しさせていただくことがございます。

そこに、主な4点を挙げておりますが、2番目と4番目はよく言われている話かと思うんですが、実は私自身、道州制、実際どこまで導入できるかどうか、若干、先行きがよく見えないなと思っておりますが、導入するのであれば、やはり明るい道州制でなければいけないと思っております。明るい道州制というのは、要は、霞が関においてもいろいろな反対はあるかと思いますが、決して霞が関にとってもマイナスにならない、むしろ、日本の国のあり方を変えていくという方向での道州制導入で、その際、私自身、若干ながら外交の分野に少し携わったことがございますけれども、やはり日本の弱さというのは外交の弱さではないかと。各省庁、内政のさまざまなところに非常に力を注いでおりますが、今のグローバル化した社会という中では、やはり単に外交の専門家というよりも、それぞれの分野の専門家が外交に携わらなければならない。これは、もちろん単に霞が関だけではありませんで、経済界も含めて、外交という分野にもっと力を入れるべきである。そのためには、霞が関ですとか、これは永田町もそうだと思いますが、経済界も含めて、もっと外交のほうに力を入れていく。内政については、やはり地域の総合行政主体というもの、それは道州という形がいいのか、どういう形がいいのか、さまざまあるかと思いますが、その意味では、必ずしも霞が関などにとってもマイナスにならないのではないかというふうに私自身思っておりますし、そういうものであるべきだということを、常々お話ししております。

また、2番目の話と4番目は省略いたしますが、もう一つ、私自身の問題意識としては、まさに国の行革の問題であります。もちろん、国の地方支分部局の方は、非常に頑張っている方は多いわけですが、やはりこの問題点というのは、民主的統制が働きにくいということ。すなわち、自治体であれば、何だかんだありまして、やはり地方議会のチェックはかかります。そしてまた、住民訴訟という制度もあります。住民監査請求という制度もあります。

しかしながら、国には国民訴訟とか、そういう制度がないわけです。しかしながら、地方支分部局でやっている仕事の大部分は、地域に身近な業務である。そういうものに対して、やはり民主的な統制、情報公開制度も、地方のほうで充実している部分もあろうかと思っております。そういうところからしますと、やはり地方というふうの中に位置づけていく。今、国の支分部局がやっているものの多くは、やはりそういう民主的統制が働く形でやるのが、国民生活にとってもプラスになるのではないかと。特に、この2点を強調して話すようにしております。

そういう中で、今回、ビジョン懇談会のほうでも3月に中間報告が出ておりますし、また、自由民主党のほうでも第3次の中間報告、また、経団連でもそういう中間のものが出されております。そういうものに対する私個人の意見を幾つかそちらに書いておりますが、既に第28次地方制度調査会でも答申が出ておりますし、さまざまな中間報告が出ておまして、まさにこの道州の制度設計の大枠というのは、議論が尽くされているのではない

かと。すなわち、これは建物に例えて言いますと、基本設計はもう大体できているのではないかと。まさに実施設計、詳細設計の段階ではないかと。

ただ、そこがいろいろな、総論が賛成であっても、各論でさまざまどころが出てくるわけでありますが、そろそろ実行段階に向けての試行を行う時期に、私は来ているのではないかなというふうに思っております。

その意味では、実は、私は北海道出身で——知事さんは帰られてしまいましたけれども、北海道に関してもいろいろ関心がございますけれども、やはりこの区域に関してほとんど議論の余地がない北海道、あるいは先ほどお話が出てきました九州、そういうところで部分的にでも試行するということがよろしいのではないかと。それは、すなわち、現実問題として区域の問題を考えていきますと、今、区域の問題を出しますと、恐らくもういろいろな議論が出て、収集がつかなくなる。

しかしながら、ある地域で道州制というものをやってみると、なかなかうまくいく、それなりに住民生活にとってプラスになる部分が出てくるというような、まさに成功体験といえますか、そういうものが出てきますと、そういう区域においても、いろいろな議論があるところでも、それなりにまとまる可能性があるのではないかと。そのような考えから、北海道とか九州で試行するという方向を議論するのがよろしいのではないかと。全国一斉という考え方も、当然あるわけですが、そういう部分的にやっていくということも、十分検討の余地があるのではないかとというふうに思います。

その次に、これはまさに分権委員会などで、今、議論になっているところでございます。やはり、北海道の場合は二重行政といいますか、道庁と開発局の関係というのは、これも開発局ができてからずっと議論があったわけでありますが、これを直ちに移譲してはどうかと個人的には思っておりますが、昨日、今日の新聞報道などでも、さまざまな反対があるということが出ております。

ただ、これにつきましては、またちょっと4番目のところで、少し触れさせていただきたいと思っております。

私自身、地方自治の現場で、いろいろな自治体の行政改革のことですとか、組織の改革ですとか、さまざまな審議会とか、そういうもののお手伝いなどもしております。そしてまた、市町村に関して言いますと、まさに平成の市町村大合併が行われまして、市町村の数が千数百減ったわけでありまして。そういう市町村合併の状況を見ておきますと、急激な変化、急激な改革、そういうものも当然必要であります、特に、私自身、組織管理とか、そういうものを見ておきますと、あまり急に変えてしまうということ自体、あるいは変えようとする自体が、ある意味では恐怖心を生み、さまざまな抵抗を生むのではないかと。

実際に、市町村合併を見ていきますと、特に組織の面では、あまり急激に私は動かしていないのではないかと。過渡的に新しいものを残しつつ、3年とか5年経て組織を改編していく、そういうやり方をやっているところは結構あるかと思っておりますし、新潟の中でもそ

ういう市町村が結構ございます。

確かに、中間報告のほうでも、古いしがらみを残してはならないというふうに書いております。それはそのとおりにかとは思いますが、やはり現実問題として組織を変更する、あるいは組織を統合するというときには、それなりに現実味のある用意周到のやり方があるのではないかと。そのときに、第1段階ではやはり既存の組織をある程度残すという、理想とはちょっとほど遠いかもしれませんが、そういうやり方が必要ではないかと思っております。確かにこうやりますと、直ちに行革の効果というものは少ないかもしれませんが、やはり段階を追ってやっていくということも、一つの選択肢としてあり得るのではないかというふうに思っております。

また、私自身、市長会の議論とか、いろいろな、特に市町村の方と道州制の話をするところがあるんですが、1つ、個人的に「これはどうなんだろう」というふうに思っているものがございます。これは、自民党のほうの中間報告にも出ておる話であります。いわゆる30万人都市とか、最低でも10万人、確かに一つの理想形かもしれないわけですが、現実の地方において、では、30万人都市をつくるとか、あるいは最低でも10万だと。

例えば、私が行政改革でよくお邪魔しました佐渡というところがあります。これは、佐渡市というところで、10市町村が1つの市になっております。人口は6万五、六千人であります。例えば、こういうところは、もうこれ以上、合併のしようがないわけでありまして、それ以外でも、島嶼部もそうでありますし、下のほうにも書いてありますが、合併でどんどん面積が基礎自治体は大きくなっております。高山市のように、香川県とか大阪府よりも大きい市町村もあるわけです。あまりにも大きな面積を持つ基礎自治体というのは、本当に住民に身近なサービスが十分提供できるのかと。この辺は、かなり難しい局面になっているのではないかと。現実には、佐渡市の場合も、面積が八百数十平方キロであります。非常に行革をやらなければいけないということで、ここ3年ぐらいで200人ぐらい、職員の数を減らしております。

ただ、もともとが、合併したころの人口6万数千の市であっても、職員が1,700人いたということで、普通の方で考えると600人か700人であるところが、保育所が三十何カ所あるとか、いろいろな公共施設があるわけでありまして。単純に効率性でばさつとはできないわけですが、恐らくかなりのところで相当程度、地方の場合は、基礎自治体の規模が、私は拡大しているのではないかと。むしろ、本来拡大させるべきなのにできていないのは、御存じのように大都市近郊なんだろうなど。

例えば、東京都では、市町村合併は1つしかなかったと思っております。その一方で、先ほど来、話題が出ていますが、新潟は112あった市町村が、今、31です。これは、恐らく全国で、減った数としては一番かと思っております。

恐らく、基礎自治体の問題というのが、道州制の議論の中で非常に重要になってきますが、そろそろ私は、市町村合併というのは一段落なのではないかなと。もちろん、地域によってはまだ濃淡があるというのは事実であります。これ以上、地方部で市町村合併と

いうことを言っても、なかなかこれはもう住民サービスのほうに、なかなか行政の目が行かなくなる、どうしても浮ついてしまう、そういうところもあるかと思います。

時間もあれですので、2枚目のほうに入っていきますけれども、もちろん基礎自治体の力をつけていくということが重要であります。

しかしながら、一方で、現在の状況を見ていきますと、都道府県の役割をできるだけ多く基礎自治体が担うようにということではありますが、それがどの程度あるのかということについては、まだまだ疑問な点もあります。さまざまな行革を進めるところが多いわけですが、この辺のところをどのように補完していくかということも、もう少し議論が必要かと思っております。

そしてまた、市町村と道州の関係で、やはり一番気になっておりますのは、政令指定都市の関係、いわゆる第4次地方制度調査会の前に、特別市の議論があったわけでありまして、御存じかと思いますが、5大府県と5大都市の、ある意味戦争のような激しい議論があった。結局、特別市の制度はつくられなくて、政令指定都市ができたということがございます。今後、道州の議論で、先ほども税財政の議論がこれから進むということではありますが、特に大都市と道州の税財政をどのように設計していくか。これは、一歩間違えますと、また5大府県と5大都市の議論のようなことになってしまいかねない。それだけは、私は避けるべきではないかと。この辺はどのようなアイデアがあるかということ、私は別に税財政の専門家ではありませんのでちょっとないですが、やはりそういうところも留意する必要があるかと思っております。

また、さらに言いますと、政令指定都市も、既にもう17あるわけでありまして、さらに岡山とか相模原とか、そういうところもなろうかという状況であります。政令指定都市も、いろいろな種類があると。横浜市のようなところもあれば、新潟市のようなところもございまして。単純に政令指定都市といっても、一括りではできない状況になってきているかと思っております。

そしてまた、区域の話はあまり言わないほうがいいのかもしれませんが、新潟から来ているということで、若干だけコメントさせていただきますが、私の記憶では、中学のころ、あるいは小学校かもしれませんが、中部9県というように、何かそういう習い方をした。たしか、そのとき新潟も入っていたような気がします。あと、三重も微妙なんですけど、私は三重にいたこともありますけど、福井も微妙なところなんですけど、まさにそういうところというのが、今、道州制の、では、いざ区域という話になりますと、非常にどちらになるんだらうと。

私などは、今日、新幹線で新潟から参りました。実は、明日、江口座長、また増田大臣と御一緒させていただきますと、仙台で道州制のシンポジウムにパネラーとして出るわけですが、実際に新潟と東北といいますか、新潟は東北と言われて、恐らくピンとくる人は、あまり実はいないわけでありまして。東北電力は、確かに東北電力でありますけど、ただ、柏崎の原発は東京電力でございまして、あるいはNHKのニュースを見ますと、やはり関東

甲信越で出てきます。これは、恐らく新潟に限らず、福井であれ、三重であれ、例えば三重であっても伊賀地方などは、まさに関西方面に通勤されていますから、こういうところは非常に難しいなど。これは、まさに今後の議論の中でどのように解決していくか、非常に難しいところかと思いますが、一応、問題提起だけでございます。

そういう中で、まさにこのビジョン懇談会もそうですし、さまざま、自民党等も含めて、現在、道州制は必要なんだという議論が進んでいる一方で、国民的な議論が十分ではないということがよく言われています。確かに、これを喚起するのは非常に容易ではないかと思えます。実際、私も当然、一国民であります。やはり私の周りを見ましても、日常生活に直結する問題になると、例えばガソリンの問題、例えば医療費の問題、例えば年金の問題になりますと、「これは大変だ」ということで、そちらのほうには目がいきます。

しかしながら、道州制というのは、まさに単に地方を変えるだけではなくて、この統治機構の再構築という大改革なわけでありましたが、多くの国民は、「しょせん行政内部の問題」というふうに冷めて見ているのではないかというふうに思います。また、実際、そういう声があるのも事実であります。

そういう中で、道州制というものを進めるということであれば、やはり道州制を導入することで、今言いましたような国民の最大関心事と申しますか、そういうものの解決に道州制の導入が資するんだというような具体的なシナリオが、何か1つでも、2つでも、示すことができないのかと。最近、私も、ない知恵を絞っているいろいろ考えておりますが、なかなか知恵が浮かばないんですが、例えば——これは石井知事がいらっしやらない中で、ちょっと言いやすいという大変ですけども、いわゆる後期高齢者の医療の問題、これは全国、広域連合というのをつくったわけですね。これは、恐らく一般の国民からすれば、「広域連合って何？」という話になるわけですね。口の悪い人から言わせれば、「それは何か、とあるそういう団体なんですか、よからぬ団体なんですか、何とか連合」というふうに言う人も、これは実際、揶揄する人もいます。

もちろん、この医療とか保険とか、特に国民健康保険とかも含めてですけれども、かなりの部分を、実際、市町村がやっている。しかし、これは本来、保険とかですから、やはり大数の法則と申しますか、もっとスケールメリットが働くところであると。そういうものを、広域連合という特別地方公共団体をつくったわけですけれども、本来であれば、これは都道府県がしっかり受けとめるべきものだったのではないかと思いますし、そうでなければ、本来、道州のような組織、すなわち、特別地方公共団体ですと、一応、知事、市町村長とか議員の間接選挙だということですけども、やはり住民からの距離が遠いというか、民主的統制がないというか、例えば広域連合のホームページを私も幾つか見てみましたが、一応、曲がりなりに議会はありますが、年に1回か2回、ちょこっとやっているというだけであります。これはまさに、ある意味では外郭団体的な存在になっている。やはり、そういうところでは、なかなか責任のある仕事というのはできないのではないかと。もちろん、失敗というのはちょっと言い過ぎであります。ですから、「“失敗”」と書い

てありますが、やはりこういうところにもし道州制を導入すれば、こういうふうなシナリオが書けるとか、他方で、社保庁の例を出すのはどうかとは思いますが、必ずしも全国規模の組織がうまくいくとは限らないわけでありまして。特に、社会保険庁もそうですが、これは先ほどの国の地方支分部局の課題という民主的統制が働かないということ、住民から遠いということ、やはりそういうことを考えて道州制、これは地方自治体としての道州制ということのメリット、また、それが国民にとって、さまざまプラスの部分があるんだということが言い得ると思います。そういうものをいかにして具体的なシナリオとして示すかということが、今後、重要になってくるのではないかとこのように思います。

そしてまた、次のポツであります、これはまさに北海道の話でありまして、最近、ある雑誌にちょっと書いたことの焼き直しなのですが、御存じのように、北海道、夕張、まさに事実上、自治体倒産をしているところでございます。夕張については、さまざま、新聞、テレビ等も、連日報道されていったわけでありまして、ただ、その一方で、全くとは言いませんが、あまり報道されていなかったのは、すぐ夕張市内にある大きなダム、1,600億円もかけてつくられようとしているシューパロダムというものであります。これは一部の人しか、あまり注目は出ていないようではありますが、他方で三百数十億ということで、新銀行東京への追加出資よりも少ない額ですけれども、やはり自治体が事実上、倒産する。しかしながら、他方で、同じ地域で千数百億の公共投資が行われている。国道のつけかえも行われている。私も、現場を見て来ましたけれども、もちろんダムの必要性というのは、当然あるんだとは思いますが。

しかし、これがもし北海道開発局というところでなく北海道庁というところで、それがまさに、今、道州制的なものでやられていたならば、もしかすると北海道庁のほうは、少しそのプロジェクトにブレーキをかけて夕張に支援するとか、そういうことも起こり得たのではないかと。ある意味では、縦割りというとあれですけれども、そういう総合行政主体であればもう少し何とかなものが、片や肅々と国のプロジェクトということで予算がつき、事業を進行している。ある意味では、このシューパロダムというのは、札幌の治水、水害を防ぐということで、非常に重要なプロジェクトではあるんですが……

○江口座長 シューパロ？

○田村教授 はい。片仮名で、夕張シューパロダムというんですけれども、千数百億というお金なんですが、要は、もちろんそれぞれ理屈がある世界でありますけれども、そういうものが、例えばもう少しメディアとかで対比的にされていたならば、そういうところでやはりこの開発局の課題とか、あるいは国の縦割りということで、いろいろな議論が起こり得たのではないかと。個人的には、もう少しメディアなどでそのときに取り上げていただいたらなと思ったわけでありまして。

これは、すなわち、国民的議論というのは、ある意味では理屈の部分だけではない直感的な部分、直截的な部分もあるわけでありまして。やはりそういうところの中で、ケーススタディではないですけれども、具体的な例としてこうなるのではないかと、あるいはこうい

うふうになっていたのではないかというようなものを示すということも、私は必要ではないかというふうに思っております。

あと、4番目のポツのあれですけれども、これはいわゆる参議院の問題でありますけれども、ねじれといいますか、要は、ドイツ型はどのようなだろうと。これは、既に中間報告などでも、いろいろそういうことも少し書かれているようであります。

例えば、自民党のほうも、限りなく連邦制に近いと。ドイツ型の連邦制が日本になじむかどうか議論はありますが、やはり道州制ということの議論の先には、参議院というものが、やはり地域代表といいますか、ドイツであれば各州から選ばれて、それも2けたの人数だったと思います。そんなに大きい数ではなかったと思います。そういう形で、やはり衆議院、下院が、基本的には内閣を組閣し——これはイギリスなどもそうですが、上院というのはまた別な役割を与えるということで、ある意味ではもちろん、ねじれみたいなことはなくなるわけですし、これは道州制の先の話でありますし、憲法改正が必要なことでありますが、そういうところも視野に入れた議論というのが必要なのかなというふうにあります。

今後の展開というのは、私は未来予測ができるわけではございませんので全くわかりませんが、実際、いろいろな行政学とか財政とか公共政策と、いろいろな大学の先生と私も議論することがございます。例えば、行政学会でも、一昨年ですか、道州制のセッション、学会でも議論したことがあります。大学の先生方の中には、必ずしも積極的ではないといいますか、少し冷めた見方といいますか、二度あることは三度あるのではないかというようなことをおっしゃる方もいます。すなわち、第4次地方制度調査会、答申は出たけれども、結局、何もなかった。そしてまた、第10次の地方制度調査会、こちらでは都道府県合併特例法案がつくられたんですけれども、結局、廃案になった。今回もそうではないかという見方も少なからずあるようですが、しかし、一方で、三度目の正直ということもあるわけでありまして、やはりこの議論を無駄にしないためにも、道州制の議論をより国民に近いところで、身近なところで議論が進められるべきかと思っております。

その際には、実際の実現ということになりますと、一般、多くの方が言われているように、政治のリーダーシップが鍵かと思いますが、今年は2008年ということで、ちょうどという変ですけども、47都道府県の最後に県としてできた香川県、これは1888年でございます。ですから、ちょうど120年、ある意味では還暦を2回過ぎたわけですが、そろそろ都道府県、この広域自治体のあり方ということについても、やはりこれまでどおりで本当によいのだろうか。市町村数が、もう1,800を切る状況でありますから、何らかの変更、もっと言えば、この道州制なり大改革が必要な時期に来ていると思っております。

私の今日申しましたことは、ごくごく当たり前のことかとは思いますが、せっかくの機会でございますので、いろいろな議論をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○江口座長 どうも、田村先生、ありがとうございます。非常に有意義な、御示唆に富んだお話であったと思います。道州制、三度目の正直になるように、これから努力していきたいと思いますが、それでは御質問、あるいはまた御意見をお受けしたいと思えます。

どうぞ。

○金子委員 ありがとうございます。

伺っております、私も年来考えてきて、こうしなければ動かないだろうと。三度目の正直ではなくて、三度目のまた失敗だというふうに危惧いたしております……

○江口座長 このままいったらね。

○金子委員 それを、そうでないようにするには、従来と違った進め方が必要であるというふうに考えてずっと来ましたが、本日のお話は、ですから全面的に賛成です。こういう観点で過去を思い、そして未来の設計をしていかなければいかぬと同時に、おっしゃられるように、まず動いていかなければいかぬと。地方というところを舞台にして、まず動いていかなければいけない。そのためのツールとして、実は道州制特区というものは、既に存在しているわけですね。現に、九州が一本でやる。あるいは、沖縄は、もはや独立してやりたいという声が出ておりますが、目下のところでは北海道しかやれないようになっていまして、あの法律は。ほかのどこも、やりたくてもやれないという法律になっているわけですね。あなたが呼ばれて、そして意見を問われたと伺いましたので、一体、その辺の問題意識は、当時、あったのかなかったのか。あるいは、あの法律ができてから、どういふふうにあの法律を変えたらいいのかということについて、もし御意見がございましたら伺いたいと思えます。

○田村教授 道州制特区法の詳細について、私は必ずしも理解しているわけではないんですが、ちょうどその法案の参考人質疑ということで、私は午前中に呼ばれて、午後から高橋知事とかが呼ばれたんですけれども、その中で、ほかの先生方が言った言葉をおかしますと、確かにあの道州制特区の特区の部分は、非常に権限移譲も少ないですし、また、現実にできにくくなっているし、ほかの地域がまだ十分できるかとか、いろいろ議論があるわけですが、ある方がおっしゃったのは、まずこれは最初の一步であると。小さく産んで大きく育てる、そのためには、確かに不十分な法案ではあるけれども、つくったことに意義があるというふうにおっしゃっていました。

そうすると、もう今、つくられたわけですから、やはりそこを、1つは、もちろん北海道もいろいろ提案されていますけれども、そろそろあの法案自体の見直しも、私はもう既に必要ではないかと。もう少し北海道に実験させるといいますか、チャレンジさせるような、弾力的な枠組みができないかなと個人的には思っています。

本当は、ですから開発局などというのは、まさに一番いいところなんです、なかなか現実に、いざ「では開発局だ」という話が出ますと、道庁も少し、10年ぐらいたたなけ

ればいけないみたいなことをおっしゃっています。また、国会議員の方も反対だと。あるいは、地元の経済界の方ですら、ちょっと待ってくれと。

そうすると、一体、では何を動かせばいいんだろうと。私は、インフラ関係が、やはり一番大きいと思うんです。北海道に私もずっと住んでおりましたので、北海道庁というのは、例えば国道を一切やらないところですよ。これは、ほかの都道府県にないところ。むしろ、北海道の場合ですと、ほかの県よりも少し権能が少ないわけですね。まず、そこに戻すことからでもいいから始めるべきなんです。そうすると、開発局の全部とは言いませんけれども、ある部門は、やはり道庁と一緒にしていく。恐らくそういう分野では、技術系の職員の統合ということになると思いますけれども、それは、私は同じメンタリティを持っていると思うんですね。そういうところをもっと少しずつつくれるように、道州制特区の法案の中の枠組みなのか、それを改正するのかわかりませんが、やはり具体的なものを、何かの許認可を少し与えますといっても、実際に実績は数件しかないような権限移譲では、とても特区の名としては寂しいかと。やはり、それを大きく育てるふうに、1つでも実績をつくっていく。また、それを北海道から、あるいは経済界の皆さんから発信していくことが必要ではないかなと思っています。

○金子委員 北海道の話だけなさいましたけれども、例えば沖縄が、今度、立候補してきましたね。当然ながら、具体的に道州制基本法ができて道州制になっていくという前に、権限を少しずつ国からいただくとか、いろいろな具体的な動きというものが出てこなければいかぬ。そのためのツールとして、もし道州制特区が沖縄にもかぶせられるなら、有効に機能するし、北海道はまた、偉大な味方を得たと。自分のところだけで孤立していついじめられるだけでは、怖くて何も言えないけれども、仲間が3つぐらいできたら、もっとどんどん言えるようになるとか、そういう状況が変わるわけですね。九州だって、特区にもしなるならば、非常になりやすい場所ですね。そういうことについては、いかが考えていらっしゃるか。

○田村教授 まさにそれを進めるために、1つは、もちろんこの沖縄とか九州の方の提言があるわけで、そういう中で、やはり1つでも2つでも、まずできるところを何か、まさに特区として——もちろん沖縄は特区にもなっていないわけですから、特区にするということもあるでしょうけれども、それを1つ、実例を上げるということとともに、あともう一つ、やはり実はシュリンクしている部分の一つには、権限は来たけれども、結局、仕事だけ来てお金が来ないと、恐らくその危惧というのが一番大きいと思うんです。そのところを、これはやはり国の責任の部分があると思いますので、そこはやはりセットにするという。そこがなければ、単に仕事だけ来たら——これは市町村だってそうですね。県からいろいろな権限移譲をされていますけれども、仕事だけ来たら、これはたまらぬという声は実際聞きます。

やはり、それと同じように、仕事があるということは責任を与えるわけだから、その責任を遂行するためのお金もちゃんとするという、そのセットで、法案にもう少し書かれる

なり、あるいは現実の財政措置をするなり、そこがないと、恐らく沖縄のほうでも九州のほうでも進まないと思うので、そのセットというところを、やはりもっと主張すべきだと思いますし、それを実現するように働きかけるべきではないかと思っております。

○江口座長　どうぞ。

○堺屋委員　今、議論されております北海道または九州で試行するというのは、今の特区法を強化するというのは悪くないんですけども、それは道州制につながらないと思うんですよ。道州制と今の制度というの、ある人がうまいこと言ったんですが、汁そばとざるそばなんですよ。汁が全部、国の権限が浸っている中で、一部だけ、ざるそばにすることはできないですよ。もし九州とか北海道を、今言っている道州制にするのなら、では、経済産業省の権限は北海道に及ばないのかと。これは、絶対にそういうことはあり得ないですね。

そうしたら、もうおっしゃるように、財源を完全に北海道だけ別にする、九州だけ別にする。そして、「経産省の権限、国土交通省の権限、厚生労働省の権限はここだけ及びません」とやらなければいけないわけですよ。国の制度を変えないで、これはできない話なんですね。それを一部だけやるというのは、それは今の制度を改善するとしてはいいですが、それが道州制につながるとは、どうしても考えられない。道州制というのは、国を変えることですから、国を変えないで道州制をやるなどというのは、ばかげた話なんですよ。だから、この試行……

○金子委員　お言葉ですが、そうではないんですよ。これは、国を変えるときは全体として変える。官僚がいつも反対するときは、「全国一斉でなければ変えられませんよ」と、こう来るわけなんだ。それに対して北海道特区というものは、特区制度というのは、全体は変えられないが、そこだけはこれだけ変えますよという制度なんです。この特区制度を道州制に導入したということは、地方が、全体は動かない間に、先行する地域は動き出すことが可能であるという制度なんです。ただし、どこかでブレーキが入るように、今の変な法律になっているからできない。

しかしながら、その法律に書いてある、かすがいを1本、2本抜いてやれば、そういった動き方で道州制というゴールに向かって先行地域が動き出す。例えば、推進本部ができて、首相が本部長ですが、そここのところで北海道に、それではそういった財源を与えましょうということを決めれば行くわけなんだから、今はそういうことを決める前に、北海道はそういうことを言い出せないでいるわけだから。

それはなぜかという、単独だからですよ。九州が入り、沖縄が入ってごらんない。全然、世の中変わってくる。共同してぼんと提案するということが可能になる。まさに、今度、九州、沖縄の人たちは、北海道の人たちよりやかましいですから、これはもうどんどん行くはずなんです。そうすれば、推進本部で基本計画をつくる時に、その中におっしゃられたような危惧の面は全部入れて、下ろしていくということが可能になってくるんですよ。

○堺屋委員 金子先生のその話を前に伺いまして、随分時間をかけていろいろ調べたんですが、税財源から各省権限まで、全部委嘱するという制度ができるかどうか。国の制度がきちっとあって、ここだけ除くというのは、それは今の制度の中で地方の権限を高める点では非常にいいんですけども、それを……

○金子委員 そのための特区なんですよ、だから。今のおっしゃられるのは、役人の説明なんだよ。役人は、「こんなこと、一部を外せますか」ということを言うのが、役人の商売なんだ。

○江口座長 すみません。

○堺屋委員 ちょっと待って。まあ、それが1つね。

それからもう一つ、特別市の話が出るんですが、東京をどうするかという話が、もう一つ、出ないんですね。特別市よりはるかに大きな問題として、道州制にするときに東京をどうするか。ここの議論で、東京はあまり出てこないんですけども、これをどう考えるかちょっと知りたい。

○田村教授 まず、最初の話の、おっしゃるように、私もまだ特区の部分では不十分だと。いわゆる鍵括弧の道州だ。ただ、それでも金子委員がおっしゃったように、幾つか出てくると一つのブレークスルーになるのではないかというのが、私のイメージだけでございます。

2つ目の話について、あまりにも問題が大き過ぎるので、ここでは実は書かなかったと。東京のことは、当然重要なんですけれども、とりあえず特別市に押さえておりますが、私も、地方にいる人間としても、とにかく東京経由でないと、今、どこにも行けない。ですから、私も仙台へ行くのに、新潟から東京へ来て、そしてまた仙台へ行く。それで、明日、仙台から大宮経由で、また新潟に戻ると。恐らくそういう交通体系だけではなくて、経済的な部分もそうでしょうし、もっと言えば文化とか、あるいはメディアが集中しているとか、そういうものを私としては、もう少し東京の——これは経済界の方に怒られてしまうかもしれませんが、やはり本社機能の分散ができる、どうやったら企業も喜んで分散してくれるか。私は、一つのイメージがありますのは、やはりドイツのように、企業の本社が比較的各地にあると。東京にほとんど本社があるという姿が、国家として、また経済のシステムからして、本当に望ましいのだろうか。それをいかに分散させるかというのが、何か知恵はないかなと個人的には思っていますが、なかなかそれは思いつきません。

ただ、私自身、やはり災害の問題を考えますと、そろそろ機能の分散ということを実に真剣に考えないと、新潟では2004年、2007年と2回大きい地震がありましたし、水害もありましたし、また、先般では東北でもあったわけでありましてけれども、やはりそういうことを考えたときに、危機管理の面からも少し東京の問題を、この道州制の議論でいいのかわかりませんが、1つは考える。

その際、ちょっと長くなりましたけれども、私は、東京というのは、少しほかの道州とは特別の制度というのがあり得るのではないかなと。ワシントンDCみたいなものがあるの

かどうかわかりませんが、単純に東京なら東京を含んだ道となると、それは物すごくまた財源も集中してしまいますので、そうすると、さらに一極集中を加速する、そういう道州制にならないものを、何とか仕掛けをつくらなければいけないなど考えてはいるんですが、今、ちょっとこういう重いアイデアがございません。すみません。

○江口座長 ちょっとほかの方も。

宮島さん、どうぞ。

○宮島委員 教授に御質問です。ちょっと話が変わってしまうんですけども、国民的議論の喚起のところで、「後期高齢者医療広域連合の“失敗”は多くの示唆を与えてくれるのではないかと」あります。私自身、報道の現場におきまして、あの後期高齢者の問題などを扱っている中で、行政の進め方として、国民との対話、意思疎通に大変失敗した例ではないかと思って受けとめているんですけども、この「失敗が与える多くの示唆」というところを教授がどうお考えか、もう少し詳しく教えていただければと思うんですが。

○田村教授 そもそも、この医療とか保険とか、そういうものが、実際、基礎自治体が行っているという現状が、本当に妥当なんだろうか。基礎自治体というのは、人口200人のところもあれば、350万のところもある。そういうものを、もちろん一律ではないので、いろいろな広域的な組織をつくっていますね。一部事務組合ですとか、最近ではこの広域連合。確かに、これは非常に有効なツールなんですけど、先ほど言いましたように住民との応答関係が、あまり上手ではないのではないかと。確かに、市町村長とか議員が、議会の議員とかになっていますけれども、やはりちょっとワンクッション置いているような存在になっているわけですね。

そうすると、結果的に組織のいろいろな問題が起きたときの対応とかが、やはり遅れがちになるのではないかなど。これは、医療関係だけではなくて、例えばごみの関係とかでも広域事務組合をつくっているところがあるんですが、どうも、やはり特別地方公共団体という位置づけになっているんですが、むしろ、住民にとって重要なところは、やはり直接、議会がちゃんとあり、そしてまた、首長が選挙で選ばれているところが持っている。それは、当然、住民の監視もきくわけですよ。いろいろな請求もできるし、訴訟も起こり得ると。

そういう意味からすると、やはり広域連合という組織が中途半端だったということと、もう一つは、私の個人的意見ですけども、国民健康保険とか、あるいは医療関係とかが、やはり市町村では無理で、もっと広い組織。ただ、それをどんどん広げていったら、本当によいのだろうか。やはり、いわゆる放物線を考えると、どこかに一番よい妥当なところがある。それは、全国レベルでも、むしろ非効率の部分も起こるのではないかと。それは、社保庁の例からでもあるのではないかと。

そうすると、道州か、せめて都道府県、そういう単位でやるということが、やはり望まれていて、しかも、今回、道州制の議論のときには、ここをうまく一つのあれとして、道州が担うべきと。よいかどうかわかりませんが、そういう一つの例として、私は与

えてくれるのではないかなという問題提起でございます。

○江口座長 村上委員、どうぞ。

すみません。今日はもう時間ですので、最後ということにさせていただきます。

○村上委員 すみません。広域連合の話が出ましたので、一言、ぜひ申し上げたいんですけども、やはり道州制を実現するためには、先ほど来の議論がございましたように、やはり地方の地域が動き出すということが大変大事だというのは、今、関西経済連合会でも道州制に関する考え方をまとめておりまして、明日にも発表するんですけども、その考え方の一番特色は、やはりその重要な1つとして、今、知事、あるいは各行政と中心になって進めています広域連合が有力なステップになっていくという考え方で、できれば、金子委員が御指摘されましたように、やはり特区制も一つのそういう種を生み出すという意味で、大変大事だと思うんですけども、できればこういう広域連合に対しても特区法を改正して、やはりそういう権限を広げて、今、3県合併しないとだめだというふうに規定されていますけれども、それを改正して、こういった広域連合のような組織にも、そういう特区法の権限を認めるようなこともやっていただければ、やはり住民の意識を喚起するとか、そういう意味では、道州制に向けて大変大事なステップになっていくのではないかと。今、田村先生は広域連合について、ちょっとマイナスのイメージのことをおっしゃったんですけども、広域連合の中身もいろいろ設計の仕方がございますので、そのように考えておりまして、私はやはりステップ論といいますか、現場の意識をどう高めていくかということが大変大事だと思いますので、金子委員のおっしゃったのも、非常に私もよくわかるのでございますけれども、そんなことを一言、ちょっとつけ加えます。

○江口座長 では、最後に一言、どうぞ。

○田村教授 私も、別に広域連合そのものを否定しているわけではございませんで、単一業務で中途半端な組織をつくることが問題ではないかと。結局、この医療の問題は、いろいろな分野に絡むわけですね。そうすると、やはり総合行政的にやっていかなければ、それはまさに地方自治体、道州も含めてです。そうすると、おっしゃられているイメージの広域連合は、決してそうではないと思っています。あくまで単一業務のところ、本来いろいろなところに連携するのが単一業務で、しかも、自治体ではなくて特別地方公共団体だということに、いろいろな問題点が出たのではないかなという私の考えでございます。

○江口座長 どうもありがとうございました。

時間が来ました。ゲストスピーカーの田村先生、大変貴重なお話をいただきまして、ありがとうございました。

本日は、1つは税財政専門委員会に、堺屋委員に新たに加わってもらうということと、それから区割り専門委員会メンバーを、長谷川委員を含めてどういうメンバーにするかということで、次回の道州制ビジョン懇談会までにメンバーを決めるということ、それからもう一つ、これからビジョン懇としてやっていかなければいけないのは、中間報告を、また皆さん方、目を通していただいていると思いますけれども、何をやらなければいけない

かということは、もう25ページを見ていただいたらおわかりだと思いますけれども、道州制基本法の骨子となるべき事項について、今後、地方の意見も反映しつつ、当懇談会において検討を進め、最終報告書に記載するというようなこともありますので、このビジョン懇談会で道州制基本法案を、やはり議論していかなければいけないということもありますし、それからまた、今、一気にやるか徐々にやるかという、端的に言えばそうなると思いますけれども、金子委員と、それから堺屋委員、御意見がありましたし、また、ほかの多くの委員の方からも御発言がありましたけれども、いわゆるどのような進め方をしていくのか、あるいはまた、工程表をやはり提示しなければならないと。2018年に実現する、実施するというようなことをやるとするならば、その工程表をどういうふうに考えていくかというようなことも、議論していかなければならない。ビジョン懇で議論していかなければいけないことはいっぱいある。それからまた、今日、田村先生にゲストスピーカーとして来ていただきましたけれども、また別の先生にも、いろいろと御指導いただく、お教えいただかなければならないというようなこともあろうかと思しますので、ビジョン懇談会としては、たくさんのごことに取り組んでいかなければいけない。そういうようなことで、ぜひこれからも積極的に、御協力また御意見を賜りたいというふうに思います。

本日はお忙しいところ、本当にお集まりいただきましてありがとうございます。よろしくお願いたします。

午後 7時01分閉会